



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年2月27日金曜日 第2650号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	119
施術機関の指定.....	(") ...	119
指定医療機関の変更.....	(") ...	119
指定医療機関の休止の届出.....	(") ...	119
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	120
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	(") ...	120
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(") ...	120
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....	(") ...	120
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(") ...	120
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	(") ...	121
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(") ...	121
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	(") ...	121
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ...	122
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(") ...	122
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	122
農用地利用配分計画の認可(2件).....	(農産園芸課担い手・農地保全対策室) ...	123
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	123
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	124
道路の区域変更(県道鳥坂宇和線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	124
道路の供用開始(").....	(") ...	124
特定計量器の定期検査の実施.....	(計量検定所) ...	125

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	(建築住宅課) ...	125
--------------------------	-------------	-----

告 示

○愛媛県告示第203号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成27年2月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
清家歯科医院	伊予市上野690番地4	平成27年1月1日
永井クリニック	伊予市灘町66番地	平成27年1月1日

○愛媛県告示第204号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成27年2月27日

愛媛県知事 中村時広

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
圖子貴之	施術所MOC	四国中央市川之江町329-1	平成27年1月14日
伊藤直哉	施術所MOC	四国中央市川之江町329-1	平成27年1月14日

○愛媛県告示第205号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成27年2月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) レデイ薬局とみす店	大洲市東大洲149-3	平成27年2月1日
(変更前) メデイコ21東大洲調剤薬局		

○愛媛県告示第206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
中 塚 内 科	大洲市西大洲甲1300番地1	平成26年12月27日

○愛媛県告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定

した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
永 井 病 院	伊予市灘町66	平成26年12月31日
岸 耳 鼻 咽 喉 科 医 院	四国中央市金生町下分870-1	平成26年12月31日

○愛媛県告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地1	済生会西条訪問看護ステーション	西条市新田109番地1	平成27年 2月 1日

○愛媛県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川209番地3	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	八幡浜市保内町須川209番地3	平成27年 1月 8日
株式会社香寿	大洲市中村542番地1	デイスサービス香寿	大洲市常磐町西側12番地3	平成27年 1月15日

○愛媛県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川209番地3	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	八幡浜市保内町須川209番地3	平成27年 1月 8日

○愛媛県告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川209番地3	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	八幡浜市保内町須川209番地3	平成27年1月8日
株式会社香寿	大洲市中村542番地1	デイスサービス香寿	大洲市常磐町西側12番地3	平成27年1月15日

○愛媛県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成27年2月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社アサノ設備	八幡浜市保内町須川209番地3	有限会社アサノ設備ケアサポートがいな	八幡浜市保内町須川209番地3	平成27年1月8日

○愛媛県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成27年2月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社れんげ堂	（変更後） 西条市丹原町池田109番地1	れんげ堂玉井薬局	西条市周布599 - 7・599 - 8	平成26年12月28日
	（変更前） 西条市喜多台481番地1			
有限会社れんげ堂	（変更後） 西条市丹原町池田109番地1	れんげ堂薬局市役所前店	西条市周布348 - 8伊藤ビル1階	平成26年12月28日
	（変更前） 西条市喜多台481番地1			
有限会社れんげ堂	（変更後） 西条市丹原町池田109番地1	あかり調剤薬局	西条市円海寺1番地2	平成26年12月28日
	（変更前） 西条市喜多台481番地1			
有限会社れんげ堂	（変更後） 西条市丹原町池田109番地1	れんげ堂薬局丹原店	西条市丹原町願連寺276 - 1	平成26年12月28日
	（変更前） 西条市喜多台481番地1			
有限会社れんげ堂	（変更後） 西条市丹原町池田109 - 1	れんげ堂薬局池田店	西条市丹原町池田109番地1	平成26年12月28日
	（変更前） 西条市喜多台481番地1			

○愛媛県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成27年2月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人順天会	今治市北日吉町一丁目10番50号	(変更後) 居宅介護支援センターかとれあ	今治市北日吉町 1 - 19 - 15	平成25年 4月 1日
		(変更前) 今治市在宅介護支援センターかとれあ		

○愛媛県告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社れんげ堂	(変更後) 西条市丹原町池田109番地 1	れんげ堂玉井薬局	西条市周布599 - 7・599 - 8	平成26年12月28日
	(変更前) 西条市喜多台481番地 1			
有限会社れんげ堂	(変更後) 西条市丹原町池田109番地 1	れんげ堂薬局市役所前店	西条市周布348 - 8 伊藤ビル 1階	平成26年12月28日
	(変更前) 西条市喜多台481番地 1			
有限会社れんげ堂	(変更後) 西条市丹原町池田109番地 1	あかり調剤薬局	西条市円海寺 1 番地 2	平成26年12月28日
	(変更前) 西条市喜多台481番地 1			
有限会社れんげ堂	(変更後) 西条市丹原町池田109番地 1	れんげ堂薬局丹原店	西条市丹原町願連寺276 - 1	平成26年12月28日
	(変更前) 西条市喜多台481番地 1			
有限会社れんげ堂	(変更後) 西条市丹原町池田109番地 1	れんげ堂薬局池田店	西条市丹原町池田109 - 1	平成26年12月28日
	(変更前) 西条市喜多台481番地 1			

○愛媛県告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社トマト	松山市西垣生町771番地11	トマト薬局伊予店	伊予市米湊255 - 3	平成16年 1月31日

○愛媛県告示第217号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ドラッグストアモリ四国中央妻鳥店	四国中央市妻鳥町字上柳ノ内515番地1外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所	3箇所	平成27年3月1日	平成27年2月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第218号

平成27年1月9日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成27年2月27日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
新居田 裕人	愛媛県今治市末広町4丁目2番地2	愛媛県今治市朝倉下甲1309番1ほか1筆	2,326
藤田 浩一郎	愛媛県今治市朝倉南甲162番地10	愛媛県今治市朝倉南甲249番1	2,951
村田 亮介	愛媛県今治市横田町1丁目1番15号	愛媛県今治市玉川町別所字作礼谷甲460番ほか2筆	10,870
小池 絵里	愛媛県今治市波方町西浦甲3200番地1	愛媛県今治市波方町西浦字本谷甲3525番1	1,020
農事組合法人サポート中寺	愛媛県今治市中寺682番地	愛媛県今治市中寺字洲尾20番1ほか113筆	125,952.53
農事組合法人ほのほの農園	愛媛県伊予郡松前町大字大溝611番地5	愛媛県伊予郡松前町大字大溝字橋542番1ほか4筆	3,398
水木 文夫	愛媛県伊予市上野1669番地	愛媛県伊予市上野字高瀬56番1ほか6筆	6,746
越智 壽昭	愛媛県西条市飯岡2273番地	愛媛県西条市飯岡字西原1992番1ほか1筆	1,525
西原 永訓	愛媛県西条市下島山甲569番地	愛媛県西条市下島山字水谷甲2360番ほか11筆	8,043
矢葺 正富	愛媛県西条市氷見甲73番地3	愛媛県西条市氷見字大黒新田甲121番1ほか1筆	5,065
小倉 重雄	愛媛県東温市北方791番地	愛媛県東温市北方字胡ノ元甲774番1ほか2筆	3,077
松本 康良	愛媛県東温市北方633番地	愛媛県東温市北方字龍王元甲598番1	1,903

2 認可年月日

平成27年2月18日

○愛媛県告示第219号

平成27年1月13日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成27年2月27日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
有限会社ワールド・ファーマーズ	愛媛県宇和島市吉田町河内甲1471番地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字成藤132番	2,318
高好 通晴	愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見882番地	愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見588番ほか4筆	6,183
芝 照雄	愛媛県北宇和郡鬼北町大字出目1946番地1	愛媛県北宇和郡鬼北町大字広見618番	2,338
篠原 収司	愛媛県松山市下難波甲1121番地1	愛媛県松山市下難波甲1104番ほか1筆	1,291
農事組合法人八反地営農組合	愛媛県松山市八反地甲228番地1	愛媛県松山市八反地甲1700番1ほか37筆	26,638

2 認可年月日

平成27年2月18日

○愛媛県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市小松町第五土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年2月27日

愛媛県東予地方局長 渡瀬賢治

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 清	西条市小松町新屋敷甲1511番地

○愛媛県告示第221号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 22) 第 14664号	平成22年 12月12日	(有)曾我建設	曾 我 徹	今治市波止場 1 - 8 - 4	平成27年 1月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第 9510号	平成23年 6月1日	(株)ケイ・イー・シイ	小 林 か ず 子	今治市大西町九王甲1907 - 36	平成27年 1月19日	土工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 21) 第 14489号	平成22年 3月30日	菅電気工事(有)	菅 健 志	今治市大三島町台513	平成27年 1月23日	電気通信工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 23) 第 1508号	平成23年 7月19日	(株)大旺	越 智 雅 一	今治市喜田村 4 - 10 - 25	平成27年 1月26日	左官工事業、鉄筋工事業 板金工事業、ガラス工事業 防水工事業、熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 24) 第 13973号	平成25年 3月27日	(有)東予ハウス企画	江 原 義 人	西条市河原津甲1166 - 17	平成27年 1月26日	土工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 22) 第 15786号	平成22年 7月28日	スペースアート(株)	山 内 正 雄	新居浜市東雲町 1 - 3 - 28	平成27年 1月29日	内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥坂宇和線	西予市宇和町平野105番2地先から 同町窪307番2地先まで	旧	メートル 4.8 ~ 7.6	キロメートル 0.033	
		西予市宇和町平野105番2から 同町窪307番2まで	新	12.0 ~ 12.4	0.033	
"	"	西予市宇和町常定寺4番地先から 同町新城759番地先まで	旧	5.6 ~ 13.0	0.607	
			新	11.0 ~ 15.4	0.607	

○愛媛県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥坂宇和線	西予市宇和町平野105番2から 同町窪307番2まで	平成27年 2月27日
"	"	西予市宇和町常定寺4番地先から 同町新城759番地先まで	"

○愛媛県告示第224号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、伊予郡砥部町、四国中央市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成27年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

検査日時	検査場所	検査区域	対象となる特定計量器
平成27年午前10時から 5月11日午前11時30分まで	砥部町役場 広田支所	砥部町	非自動はかり (計量法施行 令第5条第1 号又は第2号 に掲げるもの 及び同政令附 則別表第2に 掲げるものを 除く。)分銅 定量おもり 定量増おもり
" 11日 午後1時30分から 午後3時30分まで	砥部町商工会館		
" 12日 午前10時から 午後3時まで	砥部町中央公民館		
" 13日 午前11時から 午後1時まで	四国中央市 新宮公民館	四国中央市	
" 14日 午前10時30分から 午前11時30分まで	四国中央市 金田公民館		
" 14日 午後1時から 午後3時まで	四国中央市 上分公民館		
" 15日 午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 川之江庁舎		
" 18日 午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 川之江会館		
" 19日 午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 土居文化会館		
" 20日 午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 保健センター		
" 21日 午前10時30分から 正午まで	四国中央市 中之庄公民館		
" 21日 午後1時30分から 午後3時まで	四国中央市 三島公民館		
" 22日 午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市 寒川公民館		
6月1日 午前10時から 午前11時まで	松山市農協 父二峰支所	久万高原町	
" 1日 午後1時から 午後2時まで	久万高原町 下畑野川分館		
" 1日 午後2時30分から 午後3時30分まで	久万高原町 直瀬住民センター		
" 2日 午前10時30分から 午前11時30分まで	久万高原町役場 柳谷支所		
" 2日 午後1時30分から 午後2時30分まで	久万高原町 面河住民センター		
" 4日 午前10時30分から 午前11時30分まで	久万高原町農村環 境改善センター		
" 4日 午後1時から 午後3時30分まで	久万高原町役場 (本庁)		
" 5日 午前10時から 午後2時まで	松前町東公民館		松前町
" 8日 午前10時から 正午まで	松前町北公民館		
" 9日 午前10時から 午後2時まで	松前町西公民館		
" 10日 午前10時から 午後3時まで	松前町役場 (本庁)	伊予市	
" 11日 午前10時から 午後3時まで	えひめ中央農協 中山集荷場		
" 12日 午前10時 正午まで	伊予市 双海地域事務所		
" 12日 午後1時30分から 午後3時まで	下灘コミュニテ ィセンター		
" 15日 午後1時30分から 午後3時まで	伊予市 上野地区公民館		
" 16日 午前10時30分から 午前11時30分まで	伊予市 大平地区公民館		
" 16日 午後1時から 午後3時まで	伊予市 中村地区公民館		

" 17日 午前10時から 午後3時30分まで	伊予市生涯研修セ ンターさざなみ館	東温市
" 18日 午前10時から 午後3時まで	東温市 川内公民館	
" 19日 午前10時から 午後3時30分まで	東温市役所 (本庁)	
" 22日 午前10時から 午後3時まで	東温市役所 (本庁)	
9月1日 午前10時から 午後2時まで	西条市 田野公民館	
" 2日 午前10時から 午後3時まで	西条市 丹原総合支所	
" 3日 午前10時30分から 午前11時30分まで	西条市 国安公民館	
" 3日 午後1時から 午後3時まで	西条市 三芳公民館	
" 4日 午前10時30分から 午前11時30分まで	西条市 吉岡公民館	
" 4日 午後1時から 午後3時まで	西条市 周布公民館	
" 7日 午前10時から 正午まで	周桑農協 石根支所	
" 8日 午前10時30分から 午後3時まで	西条市 壬生川公民館	
" 9日 午前10時30分から 午後2時まで	西条市 小松総合支所	
" 10日 午前10時30分から 正午まで	西条市農協 氷見支所	
" 10日 午後1時30分から 午後3時まで	西条市農協 橋支所	
" 11日 午前10時30分から 午後3時まで	西条市農協 大町支所	
" 14日 午前10時30分から 正午まで	西条市農協 神戸支所	
" 14日 午後1時30分から 午後3時まで	西条市農協 飯岡支所	
" 15日 午前10時から 午後3時まで	西条市農協 中央支所	
10月1日 午後0時25分から 午後0時55分まで	上島町 魚島総合支所	上島町
" 2日 午前9時から 午前11時30分まで	上島町 弓削総合 支所(本庁)	
" 2日 午後1時30分から 午後3時まで	上島町 生名総合支所	
" 5日 午後1時から 午後3時まで	上島町 岩城総合支所	

公 告

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成27年 2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成27年 7月 5日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成27年 9月13日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成27年 7月26日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成27年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

(ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者であって、受験申込書に平成26年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は不合格の通知書を添えているもの

(イ) 受験申込書にやむを得ない理由により直接提出することができないことを証する書面を添えている者

イ 受験申込書は、平成27年3月16日（月）から30日（月）までの間に、ウ(イ)に掲げる提出先に簡易書留郵便で送付すること。ただし、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

ウ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求

公益財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係に、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・区分を明記のうえ、FAXで請求

(イ) 提出先

公益財団法人建築技術教育普及センター本部
(〒102 0094東京都千代田区紀尾井町3番6号)

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成27年3月23日（月）午前10時から30日（月）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成27年4月9日（木）から13日（月）までの午前10時から午後5時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

公益社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番

地5愛媛県建築士会館内）

(イ) 提出先

公益社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5愛媛県建築士会館内）

4 建築設計製図の課題

平成27年6月10日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部（広島県広島市中区大手町二丁目11番15号）及び公益社団法人愛媛県建築士会（松山市二番町4丁目1番地5）に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成27年8月25日（火）（予定）付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成27年9月8日（火）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

平成27年12月3日（木）（予定）付けの愛媛県報で公告する。